

【カンタン解説シリーズ】

**会社法5／1施行決定！ まず、やるべきことは？**

会社法の施行日が、いよいよ5月1日と正式に決まりました。

そこで、中小企業が会社法施行に伴って、やるべきこと、やった方がよいことをまとめました。また、本年度税制改正により、**実質一人会社**（オーナー一族持株割合90%以上かつオーナー一族役員過半数）に対しては課税が強化されるため、その回避策なども考慮しています。

ただし、概要をまとめたに過ぎませんので、詳細についてはご相談等いただければと思います。

やはり、今回の会社法では語句を含め、いろいろと定款に記載することが変わってきています。大幅な変更をしない会社においても、会社定款は作り直した方がよいのではないのでしょうか。

当社におきましても、定款変更のご相談や変更・作成業務を承っておりますので、お気軽にご相談いただければと思います。

**<確認および検討すべき事項>**

**1. 譲渡制限の規定**

新会社法は、株式の譲渡制限規定を付けるか、付けないかで、取扱いが大幅に変わってきます。上場会社でない限り、ほとんどの会社は譲渡制限が付いていますがまずはこれを確認してください。

なお、譲渡承認を行なうのは、取締役会、株主総会、代表取締役などを選択することができます。また、書面での届出が必要な旨も規定した方が良いでしょう。

**2. 譲渡制限会社の場合の機関設計**

譲渡制限会社の場合は、次のようなことを選択することができます。

- ①取締役会を置くかどうか・・・なくすこともできます。
- ②取締役の人数を減らす・・・1人でもOKです。

実質一人会社を回避するために、取締役を2人にし、オーナーとオーナー一族以外の2人にする方法もあります。

- ③監査役を置くかどうか・・・置かないこともできます。

- ④会計参与を置くかどうか・・・新しい役員です。(税理士または会計士)
- ⑤取締役、監査役の任期を 10 年まで延ばすか・・・10 年内何年でも OK です。
- ⑥監査役の権限を会計監査に限定するか・・・しておいた方がいいと思います。

### 3. 定款の記載事項・語句の変更等

定款の記載事項等が変更になります。

- ①公告の方法を記載しないでも良いことになりました。ただし、記載しない場合は官報で公告することになります。ホームページ等で公告する場合は、その旨記載する必要があります。
- ②発行する株式の総数 ⇒ **発行可能株式総数** に語句が変更になります。
- ③株券を発行しないことが原則になりました。株券を発行する場合は、定款に記載する必要があります。なお、株券を発行しない場合でも、その旨を定款に記載した方が良いでしょう。
- ④株式の譲渡制限 譲渡するには ⇒ **譲渡により取得するには** に変更
- ⑤営業年度 ⇒ **事業年度** に語句が変更になります。
- ⑥役員の任期 就任後 ⇒ **選任後** に語句が変更になります。
- ⑦代表取締役の選任 ⇒ **選定** に語句が変更になります。
- ⑧取締役会の決議の省略事項 ⇒ **書面決議** が認められるようになりました。
- ⑨利益の配当 ⇒ **剰余金の配当** に語句が変更になります。

### 4. 大会社の場合

資本金 5 億円以上（または負債 200 億円以上）の大会社は、会社法施行後、最初の取締役会で「内部統制システム」の整備について決議する必要があります。

### 5. 有限会社の場合

- ①新会社法により、新たに有限会社は設立できなくなりますが、既存の有限会社は「特例有限会社」として残ることになります。これについては、特に何もする必要はありません。(定款の作成はしておいた方がよいと思います)
- ②会社法施行日以降、簡単な手続きで**株式会社に変更**することができます。  
なお、この場合には**役員の任期**、**決算公告の義務**が生じてきます。

### 6. 確認会社の場合

従来の 1 円会社（確認会社といいます）は、5 年以内に最低資本金まで増資する旨の規定が定款にありますので、これを変更し、登記する必要があります。

## **7. 役員給与に関する検討**

会社法では、利益処分案がなくなり、今までの利益処分による役員賞与は期間費用となります。また、平成 18 年税制改正で、あらかじめ支給時期と金額の決まった役員賞与は、損金に算入することができるようになります。

これらを踏まえ、役員の報酬・賞与に関してどのようなルールにするのか、見直しをする必要があります。

また、役員賞与を損金算入するためには、税務署に対して事前届出をする必要も出てきます。

## **8. 取締役の解任要件**

会社法においては、株主総会における取締役の解任が過半数の多数でできるようになります。会社の安定を志向するのであれば、この要件は厳しくしておいた方が良いでしょう。万が一に備え、以前と同じ 2 / 3 以上に変更することも検討してください。

## **9. 売渡し請求に関する定め**

会社法では、相続等で譲渡制限株式を取得した者に対して、その株式を売渡し請求することができます。ただし、そのためには定款にその旨を定めておく必要があります。これは、是非入れておいた方が良いでしょう。

## **10. 実質 1 人会社の対応**

実質 1 人会社の課税強化を回避するには、基本的には次のいずれか 2 つです。

### **(1) 第三者に 11% 以上株式を持ってもらう**

この第三者には、どういう人が考えられるか？

- ① 役員、従業員、従業員持株会
- ② 取引先、同業者との持ち合い・・・同じ悩みを抱えるオーナー
- ③ 後継者（息子）の配偶者のお父様・・・この場合には、親族に当たらない。

姻族とは、「自己の配偶者の血族」か「自己の血族の配偶者」のため。

⇒ **第三者に株主になってもらうため、取締役会を置く会社にしておくこと。**

**そうでないと重要事項は全て株主総会の決議となってしまう...**

## (2) 第三者の役員を半数以上にする

たとえば次のようにする。

- ①取締役を2名とし、オーナーと第三者とする。
- ②株式は100%オーナー一族とする。
- ③株式の内、できるだけ多くを後継者が持つようにする。

オーナーだけが株式を所有していると、オーナーに相続が発生した時は、取締役が第三者1人だけとなってしまい、好ましくない。

後継者は役員になっていないので、せめて株式は持っておき、相続後すぐに役員になれるようにしておく。

その他にも細かいことはありますが、概ね以上のような点をご検討いただければ良いかと思えます。

ご質問等、お気軽にご連絡ください。

東京メトロポリタン税理士法人  
代表社員／税理士 北岡 修一